

二高養 進路だより

令和7年度 第7号
3月13日発行
青森第二高等養護学校
進路指導部



教えて！障がい年金

障がい者年金は、請求しないともらえません！以下の3点についてについてします。1 制度の仕組み 2 事前準備 3 手続きの流れ&ポイントです。

1 障がい年金制度の仕組みとは？

(1) 日本の年金制度の中の1つ

日本の年金は大きく3種類あります。

- ①老齢年金（高齢者の年金）、②障がい年金（障がいがある人の年金）、③遺族年金（家族が亡くなったとき）

知的障がいのある方の場合は障がい年金の中の「障害基礎年金」になります。

(2) 等級で年金額が決まる

障がいの重さで1級・2級に分かれます。

等級	状態	年金額(年)
1級	常に介助が必要	約102万円
2級	生活に大きな支障	約82万円

知的障がいの人は2級が多いです。2級だと約6.8万円(月額)が2か月ごとにまとめて振り込まれます。

(3) どうやって等級を決める？

主に医師の診断書で決まります。

判断ポイント

- ・IQ ・判断力 ・コミュニケーション能力 ・金銭管理
- ・日常生活 ・支援の必要性 ・勤労状況等

(4) 収入(取得)制限

①知的障がいなどの20歳前障がいは少し特殊で所得制限があります。

年収	支給額
約370万円以下	全額
約370~470万円	半額
約470万円以上	支給停止

※ほとんどの人は収入(取得)制限は、問題ないと言われています。

②20歳前障がい

知的障がいは多くの場合「20歳より前からある障がい」と判断されます。

(5) いつからもらえる？

通常は、20歳の誕生日以降から申請できます。

ただし、「申請しないともらえない」、「自動では始まらない」という特徴があります。

2 準備はいつからすべき？

(1) 障がい認定日は、20歳到達日(誕生日の前日)になります。

この場合、20歳到達日前後3か月以内の症状を記載した診断書を医師に作成してもらうことになります。

①かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医(精神科、小児科等)がいて、医師が障がい年金の診断書作成に同意している場合は3か月あれば余裕をもって準備が可能です。

②かかりつけ医がいない場合

かかりつけ医がいない場合は、障がい者年金の診断書を作成してくれる病院(医師)を探すところから始めなくてはなりません。(定期的な通院の必要性のない知的障がいの場合は、かかりつけ医をもたないことが多いです。そういった場合は、支援機関から紹介してもらうケースもあります。)



(2) 障がい年金診断書を作成してくれる医師が見つかったら、流れを確認します。多くの場合、複数回の診察と指定の心理検査を受けることが求められます。

※20歳の誕生日1～3か月前になったら、支援機関に自分から相談し、準備を始めましょう。
支援機関からそろそろ20歳なので準備しましょう。という声が掛かることは少ないです。
キーワードは「**20歳1～3か月前に自分から相談**」です。

3 手続きの流れ&ポイント



(1) 年金事務所または市役所に相談

(2) 必要書類をもらう

①障がい年金請求書

②病歴・就労状況等申立書

(生まれてから今までの生活を書く書類) ←**重要です!**

(3) 医師に診断書を書いてもらう

現在通院している 精神科・心療内科・児童精神科の医師に「障がい年金の診断書を書いてほしい」と相談します。

(4) 書類を提出

準備しておくといいもの

①年金手帳または基礎年金番号

②マイナンバー

③本人の通帳

④療育手帳（愛護手帳）

⑤印鑑

⑥身分証明書



(5) 審査 (3～6 か月くらい)

(6) 決定 → 年金振込

📌ポイント

①日常生活で「できないこと」を正確にまとめる

審査では IQ よりも**日常生活の困難さ**が重要です。

準備としてメモしておくとい内容

・生活面（お金の管理ができない、一人で買い物が難しい、料理ができない、薬の管理ができない、約束や時間を守るのが難しいなど）

・社会生活（一人で手続きできない、人とのコミュニケーションが難しい、支援がないと生活できないなど）

②家族や支援者のサポートを書いておく

③病歴・就労状況等申立書を詳しく書く

これは審査でとても重要な書類です。

・子どもの頃の発達の遅れ ・学校での困りごと ・仕事が続かない理由

・支援を受けていること ・集団生活の困難さなど

④医師に生活状況を伝える

診断書を書く医師が 生活の困難さを知らないと弱い診断書になります。

⑤療育手帳がある場合は必ず提出

療育手帳（愛護手帳）は **重要な証拠**になります。